

愛知県 防災安全局 防災部

消防保安課 産業保安室

煙火消費の手引き

(2026 年 7 月)

※注意事項

「煙火消費の手引き」に記載している様式及び各種基準等の内容は、愛知県の県民事務所等が直接所管する町村で煙火を消費する場合のみ御利用いただきますので、御注意をお願いいたします。

愛知県が直接所管する町村

大口町、扶桑町、蟹江町、南知多町、美浜町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村

煙火消費に関する権限を移譲済みの上記以外の市町村で煙火を消費される場合は、権限移譲済みの各市町等によって、様式及び基準等が異なる場合がありますので、詳細は 3 ページから 5 ページに記載の権限移譲済み市町等の窓口へお問い合わせください。

目 次

第 1 章	煙火消費のための事前準備等	
1	事前の準備等	1
2	煙火消費許可の手続き	1
3	関連法令等の手続き	2
4	近隣住民等への周知	2
5	林野火災警報等の確認	2
第 2 章	申 請	
1	申請先	3
2	必要書類	5
3	申請内容の変更時の取扱い	5
4	記載上の留意事項	5
5	無許可消費	6
第 3 章	安全対策	
1	花火大会に関することについて	7
2	危険区域の設定	7
3	消火・観客誘導員の確保	7
4	緊急時の連絡体制	8
5	煙火損害賠償保険への加入	8
	【煙火消費を中止等すべき判断基準の例】	9
	【煙火消費保安管理体制図の例】	10
第 4 章	煙火消費の事故防止対策について	11
第 5 章	消費当日の確認事項	
1	気象状況の確認	12
2	煙火業者への確認	12
3	警備、消火及び救護体制の確認	12
4	事故等の発生及び消費の中止時等における対応	12
5	消費終了後の対応	12
6	これまでの立入検査における指摘事項（主なもの）	13
第 6 章	煙火消費に係る遵守事項【取扱従事者が守るべき主な事項】	
1	取扱従事者に関すること	14
2	煙火に関すること	14
第 7 章	2024 年（暦年） 煙火消費中の事故概要	
1	煙火消費にかかる事故発生状況について	17
2	愛知県で発生した最近の煙火消費事故人的被害事例	18
3	煙火消費における事故及び異常事象について	18

○ 煙火消費の愛知県補完基準（煙火消費許可部分抜粋）	
1 安全な距離	1 9
2 防護措置等	2 0
○ 消費許可申請書等の記載例	
1 火薬類消費許可申請書	2 7
2 煙火消費計画書	2 8
3 噴出煙火消費計画書	3 3
○ 消費許可申請書等の様式	
1 火薬類消費許可申請書	3 5
2 煙火消費計画書	3 6
3 煙火取扱従事者名簿	4 1
4 打揚煙火及び仕掛煙火明細書	4 2
5 噴出煙火消費計画書	4 3
6 噴出煙火消費従事者名簿	4 4
7 火薬類消費許可申請書等記載事項変更届	4 5
8 火薬類災害発生状況報告書	4 6
○ その他参考	
火薬類取締法施行規則（関係規定抜粋）	4 7

第 1 章 煙火消費のための事前準備等

1 事前の準備等

煙火の消費を行おうとする者（主催者）は、事前に消費予定場所の所有者、法令等による規制状況などを確認し、関係機関と相談のうえ消費計画を策定してください。

また、一定数量以上の煙火消費には許可が必要であり、原則として主催者が申請者となって事故等の責任を負うこととなりますので、煙火消費に従事する者に、事前の保安教育を行い、煙火の取り扱いに関する基準を守り、災害の発生を防止するための自主保安体制を整備してください。

2 煙火消費許可の手続き

煙火を消費する時は、無許可消費となる場合を除き、消費場所を管轄する県若しくは市町、広域連合又は消防組合等に火薬類消費許可申請書を提出してください。

なお、無許可消費の場合でも、消防への届出が必要です。

申請部数：3部（危険区域が海上にかかる場合は4部）提出。

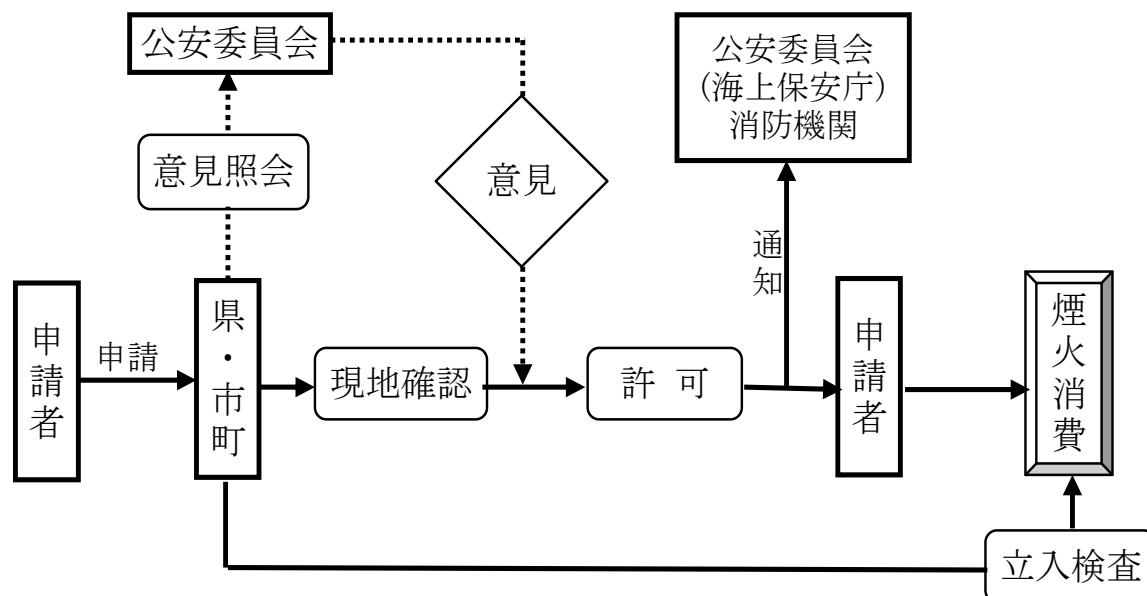
（原本は許可窓口で使用し、所轄警察署及び所轄消防本部に各1部、海上での消費にあつては海上保安本部に1部送付されます。）

申請書の提出時期：消費予定日の30日前まで。

申請手数料：7,900円

※ 申請者の控えが必要な場合は写し1部を追加してください。

煙火消費許可申請手続フロー



3 関連法令等の手続き

煙火消費では、土地の使用や道路などで様々な規制を受けることがあります。煙火消費許可を取得しても、こうした関連法令の許可等を取得したことにはなりませんので、主催者は関連法令に反することがないように関係機関等に別途手続きをしてください。

【関連する主だった許可等】

- ・ 河川敷を使用する場合は河川管理者の許可
- ・ 交通規制を行う場合は、公安委員会の許可
- ・ 消防への煙火消費届
- ・ 航空路周辺の場合は、空港長の許可又は届出
- ・ 公園・海岸などであれば管理者の使用許可
- ・ 海上の場合は港湾当局の許可

※ 上記は主だったものですので、消費場所の規制を必ず確認してください。

4 近隣住民等への周知

煙火の消費では、ゴミ、騒音、違法駐車など近隣住民に多くの迷惑を与えることがあります、トラブルの元となっています。

こうしたトラブルを避けるためにも、事前に消費場所周辺の住民へは、煙火消費について周知し、消費後の清掃等に配慮してください。

5 林野火災警報等の確認

令和 7 年の大船渡市などでの大規模林野火災を踏まえて、市町村長が林野火災の危険性に応じて林野火災注意報及び林野火災警報を発令できることになり、令和 8 年 1 月から全国の多くの市町村で運用が始まりました。

林野火災警報発令時は煙火の消費が制限され、林野火災注意報発令時は煙火の消費の制限の努力義務がかかります。

市町村により条例の制定状況や、林野火災注意報及び林野火災警報の対象地域、発令指標、確認方法、火の使用制限などは異なりますので、必ず煙火の消費前に確認してください。

第 2 章 申 請

1 申請先

【県機関】

消 費 場 所	申 請 窓 口	所 在 地（電話番号等）
設楽町、東栄町、豊根村	東三河総局 新城設楽振興事務所 県民防災安全課	新城市字石名号 20-1 〒441-1365（0536-23-2114）
大口町、扶桑町	尾張県民事務所 防災安全課	名古屋市中区丸の内 2-6-1 〒460-8512（052-961-1519）
蟹江町	海部県民事務所 県民防災安全課	津島市西柳原町 1-14 〒496-8531（0567-24-2125）
南知多町、美浜町	知多県民事務所 県民防災安全課	半田市出口町 1-36 〒475-8501（0569-21-8113）
幸田町	西三河県民事務所 防災安全課	岡崎市明大寺本町 1-4 〒444-8551（0564-27-2705）

【権限移譲されている市町等】

関係市町村	申 請 窓 口	所 在 地（電話番号等）
名古屋市	名古屋市消防局 予防部規制課	名古屋市中区三の丸 3 丁目 1 番 1 号 〒460-8508（052-972-3553）
豊橋市	豊橋市消防本部 予防課	豊橋市今橋町通 1 〒440-8501（0532-51-3115）
岡崎市	岡崎市消防本部 予防課	岡崎市朝日町 3-4 〒444-0022（0564-21-9863）
一宮市	一宮市消防本部 予防課	一宮市緑 1-1-10 〒491-0862（0586-72-1243）
瀬戸市	瀬戸市消防本部 消防課	瀬戸市苗場町 101 〒489-0983（0561-85-0480）
春日井市	春日井市消防本部 予防課	春日井市鳥居松町 5-44 〒486-8686（0568-85-6387）
豊川市	豊川市消防本部 予防課	豊川市諏訪 1-1 〒442-8601（0533-89-9685）
津島市	津島市消防本部 予防課	津島市埋田町 2-70-1 〒496-0031（0567-23-0419）
豊田市	豊田市消防本部 予防課	豊田市長興寺 5-17-1 〒471-0879（0565-35-9706）
西尾市	西尾市消防本部 予防課	西尾市矢曾根町赤地 23-1 〒445-0872（0563-56-2146）
蒲郡市	蒲郡市消防本部 予防課	蒲郡市水竹町下沖田 25 〒443-0005（0533-68-0937）
犬山市	犬山市消防本部 予防課	犬山市大字五郎丸字下前田 1 〒484-0066（0568-65-3123）

関係市町村	申 請 窓 口	所 在 地（電話番号等）
常滑市	常滑市消防本部 予防課	常滑市飛香台 3-1-2 〒479-0868 （0569-35-8631）
江南市	江南市消防本部 消防予防課	江南市赤童子町大堀 70 〒483-8221 （0587-55-2771）
小牧市	小牧市消防本部 予防課	小牧市安田町 119 〒485-0014 （0568-76-0223）
稲沢市	稲沢市消防本部 予防課	稲沢市船橋町鯉坪 321-1 〒492-8267 （0587-22-2115）
新城市	新城市消防本部 予防課	新城市平井字新栄 83 〒441-1361 （0536-22-4802）
東海市	東海市消防本部 予防課	東海市高横須賀町町新田 1-1 〒477-8691 （0562-32-1170）
大府市	大府市消防本部 予防課	大府市大東町 3-202 〒474-0023 （0562-47-2208）
知多市	知多市消防本部 予防課	知多市新知字西新生 73 〒478-0017 （0562-56-0147）
尾張旭市	尾張旭市消防本部 予防課	尾張旭市東大道町曾我廻間 2301-1 〒488-0802 （0561-51-0379）
岩倉市	岩倉市消防本部 総務課	岩倉市川井町北穴田 119 〒482-0015 （0587-37-5333）
田原市	田原市消防本部 予防課	田原市田原町南番場 30-1 〒441-3492 （0531-23-4074）
愛西市	愛西市消防本部 予防課	愛西市西保町西川原 25 〒496-0911 （0567-26-1109）
碧南市	衣浦東部広域連合 消防局 予防課	刈谷市小垣江町西高根 204-1 〒448-0813 （0566-63-0136）
刈谷市		
安城市		
知立市		
高浜市		
半田市	知多中部広域事務組合 消防本部 予防課	半田市東洋町 1-6 〒475-0817 （0569-21-1491）
阿久比町		
東浦町		
武豊町		
日進市	尾三消防本部 日進消防署 予防課	日進市本郷町宮下 3 〒470-0121 （0561-73-0119）
みよし市	尾三消防本部 みよし消防署 予防課	みよし市福谷町才戸 50 〒470-0207 （0561-36-0119）
東郷町	尾三消防本部 東郷消防署 予防課	東郷町大字春木字柵池 16 〒470-0162 （0561-39-0119）
長久手市	尾三消防本部 長久手消防署 予防課	長久手市岩作長池 51 〒480-1103 （0561-62-0119）

関係市町村	申請窓口	所在地（電話番号等）
豊明市	尾三消防本部 豊明消防署予防課	豊明市沓掛町宿 234 〒470-1109 (0562-92-0119)
清須市	西春日井広域事務組合 消防本部予防課	北名古屋市井瀬木狭場 15 〒481-0041 (0568-22-4924)
北名古屋市		
豊山町		
あま市	海部東部消防組合 消防本部予防課	あま市七宝町遠島十坪 119-1 〒497-0002 (052-442-1513)
大治町		
弥富市	海部南部消防組合 消防本部予防課	海部郡飛島村大宝五丁目 182 〒490-1438 (0567-52-3112)
飛島村		

2 必要書類（消費許可申請書等の様式 P 35～参照）

	書類	様式	備考
1	火薬類（煙火）消費許可申請書	様式第 29	
2	煙火消費計画書（※）	様式 36	噴出煙火を消費する場合は「3 噴出煙火消費計画書」も提出
3	噴出煙火消費計画書	様式 36-1	噴出煙火を消費する場合提出
4	打揚煙火及び仕掛煙火明細書	様式 49	必要に応じて使用
5	煙火取扱従事者名簿	様式 48	煙火消費計画書に記載できない場合使用
6	消費場所への案内図		
7	煙火置場構造図		煙火置場を設置する場合提出
8	輸入煙火明細書の写し		輸入煙火を消費する場合提出
9	関連法規による許可書、承諾書等の写		道路使用許可書、公園使用許可書、保安距離内にある建築物等所有者の承諾書 等

※ 複数の業者が筒場や責任者を分担して消費する場合は、花火大会用の消費計画書及び警備計画書、作業内容書等の添付書類が必要となりますので、担当窓口にお尋ねください。

3 申請内容の変更時の取扱い

火薬類の種類及び数量、目的、日時、消費場所並びに危険予防の方法に変更がある場合は、許可の取り直しとなります。

それ以外の変更は、火薬類消費許可申請書等記載事項変更届（P 45）を申請先に提出してください。

なお、種類の変更、目的、日時、消費場所、危険予防の変更とは、申請書に記載された内容の変更をいい、数量の変更では数量が増える場合をいいます。

4 記載上の留意事項（記載例参照：P 27）

① 代表者：法人は代表取締役、個人では主催者の最高責任者

- ② 押 印：火薬類取締法施行規則等の改正に伴い、様式中の押印欄は廃止
- ③ 名 称：法人は法人名、任意団体の場合は団体名
- ④ 事務所：法人は法人所在地、個人は代表者の住所又は任意団体で事務所がある場合は、事務所所在地とし、連絡先の電話番号を記載してください。
- ⑤ 職 業：法人は業種、個人は代表者の職業
- ⑥ 住 所：法人は代表取締役の住所、個人は代表者の住所
- ⑦ 種類数量：申請書に記載できない場合は、別紙としてください。
- ⑧ 場 所：打揚筒、仕掛煙火等の設置場所（できるだけ具体的に記載してください。）
- ⑨ 日 時：複数日に消費を計画する場合は、その期間を記載し、詳細は消費計画書に記載してください。（順延の場合は予備日を記載）
- ※複数日での消費は、過去の消費実績等により、その期間を判断しています。

5 無許可消費

信号又は観賞用として消費される煙火、あるいは映画、演劇等の演出効果用として消費される煙火には、同一の消費地において一日につき無許可で消費できる数量があります。（令和3年4月に無許可消費数量が変更されています）

なお、無許可消費であっても、消費の基準を守ること及び消防等への届出が必要です。（規定はP47のとおり。下表を参考にしてください。）

改正後の無許可消費数量

打揚煙火（観賞用）

直径 10cm 超え、14cm 以下	10 個以下
直径 6cm 超え、10cm 以下	
直径 6cm 以下	

} 25 個以下
 } 75 個以下

仕掛煙火（観賞用）

仕掛煙火に使用する炎管の数	200 個以下
---------------	---------

煙火（演出用）

原料火薬・爆薬量 30g 超、50g 以下	5 個以下
原料火薬・爆薬量 15g 超、30g 以下	
原料火薬・爆薬量 15g 以下	

} 35 個以下
 } 85 個以下

全ての上限を満たすことが必要

※ 結婚披露宴、学園祭、運動会等での演出効果用煙火は、無許可消費は認められません。

第3章 安全対策

1 花火大会に関することについて

- ① 主催者側は、煙火消費計画書及び煙火の消費に係る警備計画書により**統括責任者、副統括責任者**を定め、その職務分担を明確にしておかなければなりません。
- ② イベント業者が花火大会の開催に係わる場合は、イベント業者も統括責任者及び副統括責任者の中に加わるように配慮してください。
- ③ 主催者は、煙火業者により煙火取扱従事者を指揮監督させ、安全に作業が行えるよう、打揚業務等を統括管理する統括責任者及び副統括責任者を選任しなければなりません。
- ④ 主催者は、複数の煙火業者が打揚作業を行う場合に、各煙火業者間における作業区分等の調整業務を行い、**消費場所での火薬類取扱作業全般を指揮、監督できる統括責任者を定める等**、安全な消費ができるよう十分に考慮してください。
- ⑤ 大規模な花火大会等消費場所が広範に及ぶような場合は、トランシーバー等を用意し、大会本部の運営指揮者(主催者側統括責任者等)と警戒員及び消費作業責任者との間で、**確実に連絡がとれる体制**を整えてください。

2 危険区域の設定

煙火消費は、通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離を確保することとなっており、愛知県では煙火の種類により、安全な距離の基準を補完基準（P 19）のとおりとしています。

関係者以外の者の立ち入りを禁止とする危険区域は、安全な距離を確保のうえ、その範囲を設定してください。

立入禁止区域は、観客から見て、立入禁止であることが明確になるよう行い、かつ、警戒員を配置することが必要です。

また、煙火消費準備中についても、爆発等が生じるおそれがあるため、煙火の搬入時から、消費時の危険区域に準じた範囲で立入禁止とすることが必要です。

3 消火・観客誘導員の確保

煙火消費では、火の粉等の飛散により火災が発生するおそれがありますので、消火要員の確保と消火用水や消火のための器具等の準備が必要です。

また、周辺の道路に観客が立ち止まっての見物は、交通事故などのおそれがありますので、観客を安全に誘導する誘導員の配置が必要です。

なお、大規模な花火大会など多数の観客が予想される場合は、周辺の警備を含め関係機関と事前に十分な協議をしてください。

4 緊急時の連絡体制

主催者は事故、災害等の不測の事態に備え、煙火消費の中止・中断に関する判断基準等を定め、主催関係者に事前周知しておくことが必要です。

また、関係者は不測の事態における自らの役割を認識し、どのような行動を行なうべきか確認してください。

【参考：主催者が検討すべき自主保安体制】

- ・煙火消費の中止・中断に係る判断基準の策定（例：P 9）
- ・緊急時の連絡先及び連絡責任者一覧の作成（例：P 9）
- ・保安全管理体制図の作成（例：P 10）etc

5 煙火損害賠償保険への加入

煙火の消費に伴う事故が、毎年、全国で多数発生しています。主催者は、こうした事故に備え損害賠償保険に加入することが必要と考えます。

【煙火消費を中止等すべき判断基準の例】

次に掲げる基準に該当するときは、煙火の消費を中止する。

1 天候等による場合

- ① 強風（10m/s 超）により煙火の消費に危険な状況が予想されるとき。
- ② 大雨又は落雷の虞があり、煙火の消費に危険な状況が予想されるとき。
- ③ 海上等での消費において、波高が著しく高く煙火の消費に危険な状況が予想されるとき。
- ④ 火災警報発令時
- ⑤ 林野火災警報発令時
(林野火災注意報発令時は管轄消防本部に煙火消費の可否を確認すること)
- ⑥ 河川の増水等により消費場所が冠水する虞があるとき。
- ⑦ その他天候等により煙火の消費に危険な状況が予想されるとき。

2 その他の場合

- ① 東海地震に係る注意情報が発せられたとき。
- ② 消費中に震度4以上の地震が発生したとき。
- ③ 危険区域に関係者及び監督官庁の職員以外の者が立ち入り、危険区域外に退去したことが確認できないとき。
- ④ 煙火による事故が生じたとき。
- ⑤ その他煙火の消費に危険な状況が生ずることが予想されるとき。

【緊急時の連絡先一覧の例】

通 報 先	担 当 課 名	電 話 番 号	連絡責任者
県			
警 察 署			
消 防 署			
その他 ()			

【煙火消費保安管理体制図の例】

		(連絡先)
煙火消費主催者 ○最高責任者		氏名 _____ 電話 _____
主催者 ○煙火消費総括責任者		氏名 _____ 電話 _____
主催者 ○煙火消費総括責任者補佐		氏名 _____ 電話 _____
主催者：連絡責任者		氏名 _____ 電話 _____
主催者：警備責任者		氏名 _____ 電話 _____
主催者：消火責任者		氏名 _____ 電話 _____
主催者：救護責任者		氏名 _____ 電話 _____
煙火業者 ○煙火取扱統括責任者		氏名 _____ 電話 _____

第4章 煙火消費の事故防止対策について

- 1 煙火消費に起因する災害事故が発生した場合、**火薬類取締法上の責任は煙火の消費許可を受けた者**にあります。
- 2 煙火の消費許可を受けようとする者は、煙火消費に起因する災害事故等に対し責任を負う能力が十分有り、**災害事故の防止対策及び警備体制を充分講じることができなければなりません。**
- 3 煙火消費計画書に記載されている主催者側立合人は、必ず消費場所で立合うこと。
- 4 災害事故等の緊急事態が発生した場合、警察・消防署等関係機関への通報など迅速かつ適切な対応と措置が取れるようにしておく必要があります。
- 5 煙火消費場所は、通路、人の集合する場所、建物等に対して安全な距離をとらなければなりません。この際、危険区域に通じる道路及び危険区域に進入可能な箇所には、**警戒柵、警戒用ロープの設置等**を行うと同時に「危険区域」及び「立入禁止」の**警戒札**を掲げて**関係者以外の者が危険区域内に立ち入れないように措置**をとってください。
- 6 道路と危険区域が交叉する地点、危険区域に通じる道路への進入地点等、**要所には警戒員を配置**し、また、夜間時は赤色燈火を使用する等、煙火消費中は**厳重な警戒措置**をとって下さい。
- 7 消費場所周辺で火災発生の恐れのある区域は、事前に**除草や可燃物の撤去**を行ってください。また、消費当日は事前に十分な**散水**を行い**消火用水や消火器**を準備する等、火災防止に努めてください。
- 8 煙火による事故や災害が発生した場合に、緊急車両の進入や消火救急活動が速やかに出来るよう関係機関と協議するとともに消費計画をする際、緊急車両の進入経路等も十分考慮してください。
- 9 風速 10m以上の強風、気象・火災、林野火災等警報の発令時又は降雨等により、煙火の消費に対する安全性が確保できない場合、又はその他天候上の理由により、危険の発生する恐れがある場合は、**煙火の消費を中止**しなければなりません。
- 10 煙火の消費終了後、不発煙火(星、雷等を含む。)いわゆる**黒玉の回収を確実に**行ってください。不発煙火を見つけた場合は水に浸す等措置し、速やかに煙火打揚げ業者に処理を依頼してください。不発煙火が未回収のまま残っていると、思わぬ事故を起こすことになりかねません。回収するときは、指揮者を決め、花火大会等の規模に応じた適当な人数で作業を行うようにしてください。
また、危険区域の解除は、不発煙火の回収作業が終わった後に行ってください。

第5章 消費当日の確認事項

1 気象状況の確認

煙火消費は、強風時（概ね 10m/s）など危険の発生が予想される場合は、中止することとなっていますので、主催者及び煙火業者は気象状況等には注意してください。なお林野火災警報発令時は煙火の消費が制限され、林野火災注意報発令時は煙火の消費の制限に努めてください。

2 煙火業者への確認

煙火業者の責任者や取扱従事者に変更がないか、消費する煙火の種類及び数量が許可証と相違ないかを確認してください。

消費予定の時間、危険区域の範囲、緊急時の連絡方法等も併せて確認してください。

3 警備、消火及び救護体制の確認

危険区域の警戒員、観客の誘導員、立入禁止の措置状況などを確認してください。

火災の発生に備えた消火用具、消防団の協力がある場合は消防団の配置状況、枯れ草等への事前散水が必要であれば、その実施状況を確認してください。

観客のケガ等に備え、応急措置の場所、薬品等を確認してください。なお、煙火消費では残滓（カス）が目に入るなどの事故が複数ありますので、洗眼道具の用意と、観客への注意を呼び掛けてください。

4 事故等の発生及び消費の中止時等における対応

事故等の発生により緊急に消費を中止・中断する場合に備え、あらかじめ定めた関係者の役割について確認してください。（どのような場合に、誰が決定し、誰へ伝え、どうするのか。）

なお、煙火消費で事故が発生した場合は、消費を中断し、負傷者の救護、残火薬類の安全対策など被害の拡大を防止する措置を行うほか、事故の現場はできるだけ保存したうえで、警察官等に届出てください。また、許可行政庁にも通報及び報告（災害発生状況報告書：P 46）してください。

事故等により、消費を中止する最終判断は主催者が行うことになりますが、原因が不明で同種事故の発生が懸念される煙火は、原則中止としてください。

5 消費終了後の対応

煙火消費が終了した時は、黒玉（不発火薬類）の探索、燃えかすの残り火等の安全を確認後に危険区域を解除してください。

黒玉の探索は、消費終了の直後並びに確実に回収を行うため翌日早朝にも実施してください。

なお、何らかの理由により未消費の煙火があった場合は、消費場所に存置せず煙火業者が持ち帰ったことを確認してください。

6 これまでの立入検査における指摘事項など（主なもの）

① 保安全管理

- ア 設置してある煙火に観客が触れることができる状態であった。
- イ 立入防止措置を消費開始10分前に行うことになっていたが、直前に警察職員が行っていた。
- ウ 花火の警備員が予定時間に配置場所におらず、消費直前に配備についた。
- エ 安全な距離内のため、当日退去することになっていた住宅から住民が退去していなかった。
- オ 危険区域内に関係者以外の者がいるにも関わらず、煙火が消費された。
- カ 観客が危険区域内に侵入したため、安全を確保しながら危険区域外へ誘導した。
- キ 事前に確認していた危険区域の境界（ロープ）よりも観客が前に出てきており、安全な距離が確保されていなかった。メジャーで距離を計測し、安全な距離を確保した後で消費を開始。
- ク 風向により保安物件へ火の粉がかかるおそれがあったため、打ち上げ位置の移動を命じた。
- ケ 火薬類取扱従事者名簿に記載されていない者が危険区域内にいた。
- コ 立入禁止区域内での写真撮影。
- サ 主催者から警備員に立入禁止区域の範囲が伝達されておらず、警備員が立入禁止区域内の民家への住民の立入りを許可したり、立入禁止区域外の民家への住民の立入りを禁止したりしていたため、主催者に対して警備員に立入禁止区域の範囲を伝達するよう指示した。
- シ 手筒の前後方向に警備員がいたことから、従事者が退避を指示した。
- ス 打揚煙火の単発揚げで再点火をしたため、今後は再点火しないよう指導した。
- セ 警戒札が掲示されていなかったため、掲示を指示した。
- ソ 風がある際に、中止の判断基準（概ね風速10m/秒超えは中止）の再確認を行った。

② 火災予防

- ア 消費場所周辺の可燃物（枯草等）の除去。
- イ 消火のための準備が不足していた。
- ウ 消費前に消費場所周辺の立木等へ十分に散水することを念押し。

③ その他

- ア 消費許可申請書の数量と現場の数量が違っていた（多かった）。
- イ 手筒煙火の筒の材質が、申請時のものと異なっていた。（竹製→紙製）
- ウ 申請図面との相違があった。図面上の距離が実際と異なっていた。
- エ 消費順序が消費計画書と相違していた。（消費数量に相違なく、その場で了解した。）

第6章 煙火消費に係る遵守事項

【取扱従事者が守るべき主な事項】

主催者は煙火事故を防止するため、火薬類取締法施行規則に定める煙火消費の基準（P 47）、煙火の消費保安基準（オレンジブック：公益社団法人日本煙火協会作成）、噴出煙火に関する保安基準（平成元年6月1日、通商産業省通知）、愛知県補完基準（P 19）を守り、併せて取扱従事者がこれら基準を守るよう指導、監督してください。

1 取扱従事者に関すること

- ① 酒気を帯びての取扱いはしないこと。
- ② 18歳未満あるいは心身の障害により火薬類の取扱いに伴う危害を予防するための措置を適正に行うことができない者に火薬類の取扱いをさせないこと。
- ③ 取扱い前に保安教育を受講すること。
- ④ 火薬類の近くでは火気を取り扱わないこと。

2 煙火に関すること

① 共通事項

- ア 消費時に「煙火消費許可証」を所持していること。
- イ 「消費計画書」の記載内容のとおり消費すること。
- ウ 「消費計画書」に記載された取扱従事者以外は、煙火消費作業に従事できません。
- エ 煙火を運搬するときは、煙火に衝撃等を与えないように安全措置を行うこと。
- オ 煙火は、使用前に異常の有無を検査し、異常のある場合は使用しないこと。
- カ 使用に適さない煙火は、その旨を明記して煙火置場に返送すること。
- キ 消費場所では、やむを得ない場合を除き「煙火置場」「打揚筒の設置場所」又は「仕掛煙火の設置場所」以外の場所に火薬類を存置してはいけない。
- ク 煙火置場に火薬類を存置する場合には、覆いをする等、消費中の煙火により着火しないように措置を講ずること。
また、有蓋車等を使用する場合には、入口を打揚場所等の方向と反対向きにすること。
- ケ 煙火置場の周囲には、「煙火」、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を建てること。
- コ 煙火消費場所の付近に、消火用水等の消火設備を準備すること。
- サ 酒気を帯びて火薬類の消費作業を行ってはいけません。
- シ 消費に際しては、定めた危険区域に関係者以外が立ち入らないような措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火をしないこと。

- ス 煙火を取扱う場所付近では、喫煙等の**火気を禁止**すること。
- セ **強風**などの天候上の原因により、危険の発生する恐れのある場合は煙火の**消費作業を中止**すること。
- ソ **不発の煙火**は、すみやかに回収して**水に浸す等の適切な措置**を講ずること。
- タ 1日の消費作業終了後は、やむを得ない場合を除き**消費場所に火薬類を存置させず**、火薬庫等の貯蔵場所に保管すること。
- チ 火薬類の盗難には十分注意すること。
- ツ 消費場所では、**長袖、ヘルメット、腕章等**を着用するなど肌を露出しない服装とすること。

② 打揚煙火・仕掛煙火に関すること

- ア 打揚筒や仕掛煙火の**固定は確実に**行うこと。
- イ 打揚筒の使用中は、必要に応じてその**内部を掃除**すること。
- ウ 点火後、煙火が打ち揚がらない場合には、**十分な時間が経過した後に、打揚筒内に多量の水を注入する等**の当該煙火が打ち揚がらない措置を講じ、煙火を取り出すこと。
- エ 仕掛煙火に被せられたシート等を取り除く時は、仕掛けられた煙火に影響を及ぼさないよう取り除くこと。
- オ 直径3 c mを超える煙火を離隔距離20 m未満で打ち揚げる時は、防護措置等を講ずること。
- カ 電気点火で行う場合は、雷や漏えい電流に注意し、誤って点火しないような措置を講ずること。

③ 手筒煙火に関すること

ア 製造時

- ㊦ 手筒煙火に使用する竹材等は、**異常がないことを確認**すること。
- ㊧ 製造所内での作業は、**製造保安責任者の監督の元、その指示に従う**こと。
- ㊨ 噴出薬のてん薬作業は、**空隙が生じないよう密に詰めて**行うこと。
- ㊩ 噴出口は筒先の面の中心に設け、その**直径は筒の内径の1／3以上と**すること。
- ㊪ 完成後の手筒煙火は、**衝撃を与えないよう**取り扱うこと。
- ㊫ 噴出薬やハネ薬は規定量を守り、**他の火薬類（星、がん具煙火など）は使用しない**こと。

イ 消費時

- ㊬ 他の手筒煙火を消費している者に対して**安全な距離をとる**こと。
- ㊭ 火の粉が噴きだしている間は、**噴出口及び筒底を自己又は他人の身体にむけない**こと。

- ㊦ 点火しても火の粉が噴き出さないときは、**噴出口をのぞき込まずに、
噴出口から筒に多量の水を注入すること。**
- ㊧ 移動しながら消費する場合は、観客との間に安全な距離を確保し、筒
先や筒底は、観客方向に向けないこと。
- ㊨ 関係者といえども、点火時には筒先や筒底の方向は、近づかないこと。

第 7 章 2025 年（暦年） 煙火※消費中の事故概要

※がん具煙火除く

1 煙火消費にかかる事故発生状況について

※2025 年以降は異常事象を含む件数

① 全国の状況

事故発生件数・被災者数の推移

		2021 年	2022 年	2023 年	2024 年	2025 年
事故等発生件数		12	30	62	51	78
被災者数合計		1	15	13	9	24
被災者数内訳	死 者	0	0	0	0	0
	重 傷 者	0	1	5	1	4
	軽 傷 者	1	14	8	8	20

② 愛知県の状況

2022 年 3 件（被災者数：重傷 1、軽傷 1）

2023 年 3 件（被災者数：軽傷 1）

2024 年 1 件（被災者数：0）

2025 年 6 件（被災者数：重傷 1、軽傷 2）

※事故 3 件・異常事象 3 件

2025 年の煙火の消費中事故 3 件の詳細

日時・場所	事故内容
2025 年 7 月 18 日 （豊橋市）	祭礼で、手筒煙火(火薬量 4kg)を消費中、異常燃焼により筒が破裂し、従事者が右上半身の火傷や右腕の骨折等の重傷を負った。
2025 年 9 月 27 日 （東栄町）	祭りで点火具(ロー火)を投込む方式で 4 号玉打揚筒に点火したところ、当該点火具もしくは打揚火薬の火の粉により、従事者の着衣ポケットに入っていた点火具約 20 本に着火し、従事者が胸、首、顎に II 度の火傷を負った。
2025 年 10 月 12 日 （豊橋市）	神社の祭礼において、大筒(噴出煙火)の裏打ちである仕掛煙火(乱玉)が、点火直後に筒(鉄管、直径約 10cm)から飛び出してばらけ、直径約 1cm の星が四方に乱れ飛び、うち 1 個が消費位置から約 35m(安全距離外)の観客に当たり、左ひじに軽傷を負った。

2 煙火消費における事故及び異常事象について

従来から、煙火消費中に事故が発生した場合、管轄行政による調査及び事業者からの報告に基づき、国への事故報告を作成しております。また煙火消費前等に煙火が盗難にあった場合も同様となります。

令和7年6月1日に国の火薬類による事故発生時の対応を想定した火薬類事故等対応実施細目の新規制定があり、事故又は災害に繋がる可能性のあった危険な事象(ヒヤリハット事象)で、事故及び災害防止の観点から、広く共有すべきもの(「異常事象」)について、事業者から管轄行政に報告することになりました。

詳細については、以下の URL に掲載の「火薬類事故等対応実施細目」をご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/gunpowder/jikojoyouhou/index.html

○ 煙火消費の愛知県補完基準（煙火消費許可部分抜粋）

1 安全な距離

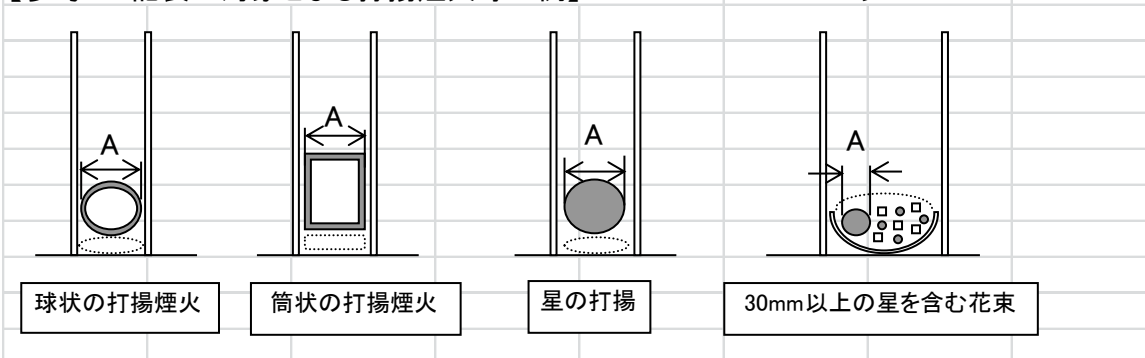
省令第56条の4第4項第1号の規定に基づく打揚煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所等から人の集合する場所、建物等に対してとるべき距離は、次による。

① 打揚煙火等

煙 火 の 種 類		距 離 (m)	
直 径	例	細 工 物	星 物
60cm超～90cm以下	30号	400	460
30cm超～60cm以下	20号 15号	330	360
24cm超～30cm以下	10号	230	250
18cm超～24cm以下	8号 7号	200	200
15cm超～18cm以下	6号	150	170
12cm超～15cm以下	5号 4.5号	140	160
9cm超～12cm以下	4号	120	130
6cm超～9cm以下	3号 2.5号	100	100
3cm以上～6cm以下	2号 1号	50	50

【参考：上記表の対象となる打揚煙火等の例】

A=30mm以上



注 1 球状、筒状を問わず打揚がるもので径が30mm以上のもの。

2 スターマイン及び仕掛の裏打ちを含む。

3 球状、筒状を問わず上空で開発するものを打揚筒を傾斜させて打揚げる場合には、打ち出し方向に対して2倍の距離。

② 仕掛煙火（打揚げるものについては、単発物も含む。）

ア 枠仕掛

文字、絵型等

20メートル以上

- イ 水上仕掛 水中金魚等 移動範囲から 20メートル以上
- ウ 花車 20メートル以上
- エ 吹き出すもの（噴出煙火以外のもの：滝等） 同 上
- オ 花束 同 上
- カ 打揚がるもので内容物径が 30mm 未満のもの 同 上
- キ 筒を傾斜させて打揚がるもので内容物径が 30mm 未満のものは、打ち出し方向に対して 50メートル以上
- ク 地雷・地割 打揚煙火の距離
- ③ その他の観賞用煙火
- ア 綱火 移動範囲から 10メートル以上
- ④ 音楽その他の芸能の公演等の演出効果の用に供する煙火
- ア 炎・火の粉を噴出するもの 飛散距離の 1.5 倍の距離、ただし最低 5メートル
- イ 炎・火の粉を噴出しないもの 4メートル
- ただし、出演者で保安教育を受けた者は、上記(ア)、(イ)にかかわらず関係者とみなす。
- ⑤ その他の煙火は、その都度愛知県公安委員会と協議のうえ決定する。

2 防護措置等

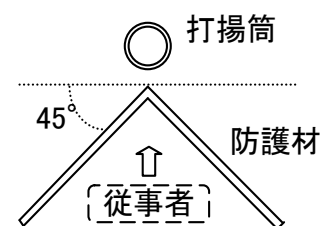
省令第 56 条の 4 第 4 項第 11 号ただし書きの防護措置等は次による。

① 離隔距離と防護措置

煙火玉の直径	打揚筒からの離隔距離（m）		
	5m 未満	5m 以上 10m 未満	10m 以上 20m 未満
3cm 超 15cm 以下 (5号玉)	(イ)飛散物を遮断する防護措置 厚さ 2mm 以上のポリカーボネート板又は畳床※1	(ハ)飛散物に対する安全対策 ヘルメット等	
21cm 以下 (7号玉)		厚さ 2mm 以上のポリカーボネート板又は畳床※1	ヘルメット等
24cm 以下 (8号玉)		厚さ 4mm 以上のポリカーボネート板又は畳床※1	厚さ 2mm 以上のポリカーボネート板又は畳床※1
30cm 以下 (10号玉)	打揚不可	(ロ)飛散物の威力を軽減する防護措置 厚さ 8mm 以上のポリカーボネート板又は畳床 2 枚又は厚さ 2.3mm 以上の鋼板※1	
60cm 以下 (20号玉)		打揚不可	厚さ 5.9mm 以上のポリカーボネート板又は畳床 2 枚又は厚さ 1.7mm 以上の鋼板※1
60cm 超			厚さ 16mm 以上のポリカーボネート板又は畳床 4 枚又は厚さ 4.6mm 以上の鋼板※1
		打揚不可	

※ 1 上記表と同等程度の防護措置能力のあるもので可とする。

※ 2 直径 21cm を超え 24cm 以下の煙火を離隔距離 5m 未満で打揚げる場合の防護措置を右図のように打揚筒に対し 45° に設置するときは、厚さ 20mm 以上のポリカーボネート板又は畳床 5 枚以上又は厚さ 5.8mm 以上の鋼板または同等以上の能力を有する措置で可とする。



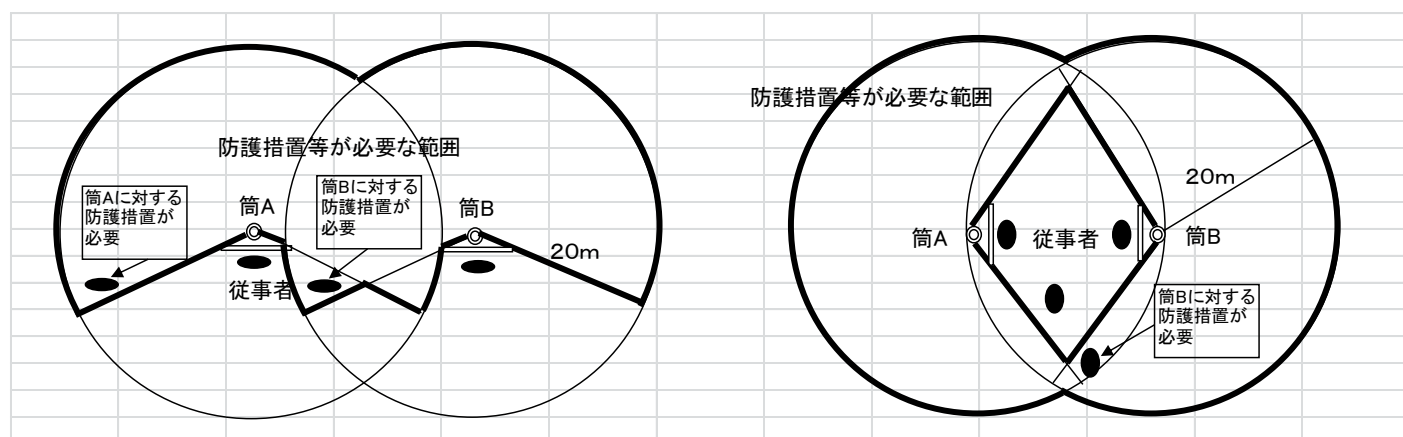
② その他

ア 防護材（ポリカーボネート板、鋼板）の設置にあたっては、筒ばねが生じた際、防護材が従事者を直撃しないよう固定措置等を講ずること。

イ 防護材の大きさは、人がかがみ隠れる程度の大きさとする。

[参考図]

複数の打揚筒で同時に打ち揚げる場合の防護措置



③ 煙火置場

省令第 56 条の 4 第 3 項の規定に基づく煙火置場の構造は次のいずれかによる。

ア 小屋組・テント張りの場合

㊦ 小屋組みにあっては、できるだけ不燃性又は難燃性の素材を使用し、テント張りにあっては、難燃性の布地を使用し、火の粉が入り込まない構造とすること。

㊧ 出入口はできるだけ打揚筒、仕掛煙火の設置場所と反対の方向に設けること。

㊨ 地盤面は作業がしやすいように平らにし、地盤面が軟弱の場合は板等を敷くこと。

㊩ 内部の容器は火の粉が入り込まない丈夫な構造なものとすること。

㊪ 水が浸入しないように周囲に溝を掘るなどの措置を講ずること。

㊫ テント張りによる場合は、支柱が倒れないようにロープ等で固定すること。

イ 有蓋車の場合

- ㊦ 有蓋車を煙火置場として利用する場合は、できるだけエンジン搭載車を利用しないこと。ただし、やむを得ずエンジン搭載車を利用する場合は、次によること。
 - a 設置はできるだけ仕掛煙火等が仕掛られる前に行い、すでに仕掛られた煙火等があるときは、安全な地点を通過すること。
 - b 設置位置が定まったときはエンジンを停止し、エンジンキーは責任者において管理すること。
 - c 電気配線が裸出していないこと。
- ⑩ 位置はできるだけ平坦な場所を選び、車止め等を使用し、移動しないよう固定すること。
- ㊧ 煙火の取出口はできるだけ打揚筒、仕掛煙火の設置場所と反対の方向に設けること。
- ㊨ 内部の容器は火の粉が入り込まない丈夫な構造なものとする。

ウ その他

㊦ 少量消費の場合

煙火消費の規模、数量が少なく、消費の時間が短い場合は、上記によらず難燃性の覆いと火の粉が入り込まない丈夫な構造の容器により煙火置場とすることができる。

⑩ 打揚筒等に対する保安距離が不足の場合

船上又は土地の事情等でやむを得ず打揚筒及び仕掛煙火の設置場所に対し20メートル以上の距離が取れない場合は、打揚筒及び仕掛煙火の方向に対し、火の粉が入り込まない丈夫な構造のもので保護すること。

① 噴出煙火の消費

噴出煙火の製造方法及び消費方法は、噴出煙火に関する保安技術基準（平成元年6月1日、通商産業省通知。以下「国の基準」という。）に定めるもののほか、次に定める基準によるものとする。

ア 製造の方法

手筒花火の1本の薬量（鉄粉を含む。以下同じ。）は4,000g以下とし、噴水花火（台付き）の1本の薬量は6,000g以下とする。

イ 消費の方法

㊦ 保安距離等

a 観客、建物に対する保安距離

噴出煙火を消費する場合には、消費場所から観客、建物に対して次に定める距離以上の距離をとること。

㊦ 観客に対する保安距離

噴出煙火の種類及び薬量の区分に応じ、表1に定める保安距離。（消費場所の地形、周囲の状況等により、やむを得ず、観客に対し

て同表に定める保安距離がとれない場合で高さ 90 cm 以上の不燃性又は難燃性の防護パネル等を観客の前に設置するときは、別表第 2 に定める保安距離)

⑥ 建物に対する保安距離

噴出煙火の炎、火の粉が建物に届かない距離、ただし、安全に消費することが可能な場合は、この限りでない。

b 筒相互間の距離

噴出煙火を 2 本以上同時に消費する場合には、噴出煙火の種類及び薬量に応じて表 1 に定める筒相互間隔以上の距離をとること。

⑦ 危険区域等の明示

a 手筒花火を移動しながら消費するときは、当該移動範囲から観客まで表 1 (⑦ a ①) のかっこ書きに定める場合にあっては、表 2) に定める保安距離を確保すること。

b 観客の危険防止のため、消費場所から表 1 (⑦ a ①) のかっこ書きに定める場合にあっては、表 2) に定める保安距離以上に離れた位置に警戒柵・ロープ等を設置し、危険区域を明示すること。

⑧ 保安体制等

a 臨時の作業従事者等の保安教育

噴出煙火の製造業者は臨時の作業従事者（以下「臨時従事者」という。）、消費従事者及び補助者に対し、噴出煙火を製造する日までに保安教育計画に基づき保安教育を実施し、保安教育の実施記録簿を作成し、1 年間保存すること。

b 配合火薬の引渡し方法

製造業者は危険工室で噴出煙火を臨時従事者に製造させる場合には、火薬類消費許可申請書に添付した煙火消費計画書に記載した量の配合火薬を臨時従事者の責任者に引き渡し、当該責任者は配合火薬を個別に分割し、臨時従事者に引き渡すこと。

c 製造作業中の監督

製造保安責任者は噴出煙火の製造作業が適切に行われるように監督し、臨時従事者は、製造保安責任者の指示に従うこと。

d 製造作業等の記録

製造業者は噴出煙火の装薬者別、薬量別の製造数量、臨時従事者の年令及び経験年数並びに製造年月日を記録し、1 年間保存すること。

e 噴出煙火の名称等の明記

国の基準の 4. 4「噴出煙火の名称等の明記」の項中の「製造所名（手筒花火にあっては、できるだけ噴出薬の装薬責任者を付記する。）」とあるのを「製造所名（手筒花火にあっては、できるだけ噴出薬の装薬者を付記する。）」と読み替えること。

f 消費許可証の所持

煙火消費者は、消費期間中、消費許可証を所持すること。

㊥ 噴出煙火消費計画書

噴出煙火の消費計画書は煙火消費計画書（申請要領様式 36）のほか、噴出煙火消費計画書（申請要領様式 36-1）を提出すること。ただし、噴出煙火のうち噴水花火のみを消費する場合は、噴出煙火消費計画書の提出を省略することができる。その場合、煙火消費計画書の「5 煙火の種類」の記載については、「噴出煙火 別添明細のとおり」と修正し、構造及び固定方法等を示した図面を添付すること。

表 1 保安距離 (m)

区分		薬 量		筒の噴き出し 方向の前後	筒の側面	筒相互の間 隔
噴 出 煙 火	手	600 g 以下	直立し点火するもの	—	5	1 . 5
			上記以外のもの	1 0	5	1 . 5
	筒 花 火	600g を超え 1,200g 以下		1 5	1 0	2 . 0
		1,200g を超え 1,800g 以下		2 0	1 5	2 . 5
		1,800g を超え 2,400g 以下		2 5	2 0	3 . 0
		2,400g を超え 3,000g 以下		2 8	2 3	3 . 5
		3,000g を超え 4,000g 以下		3 0	2 5	4 . 0
	噴 水 花 火	6,000g 以下		—	手筒花火の 薬量区分に 準ずる。 ただし、 4,000g を超 えるものは 30m とする。	点 火 者 の 安 全 が 保 て る 距 離 と す る。

表 2 保安距離 (m)

区分		薬 量		筒の噴き出し 方向の前後	筒の側面
噴 出 煙 火	手	600 g 以下	直立し点火するもの	—	4
			上記以外のもの	4	4
	筒 花 火	600g を超え 1,200g 以下		9	7
		1,200g を超え 1,800g 以下		1 3	1 0
		1,800g を超え 2,400g 以下		1 7	1 3
		2,400g を超え 3,000g 以下		1 9	1 5
		3,000g を超え 4,000g 以下		2 0	1 7
	噴 水 花 火	6,000g 以下		—	手筒煙火の薬量区 分に準ずる。 ただし、4,000g を超 えるものは 20m とす る。

参考図

図1 手筒花火の消費図（薬量2,400g）

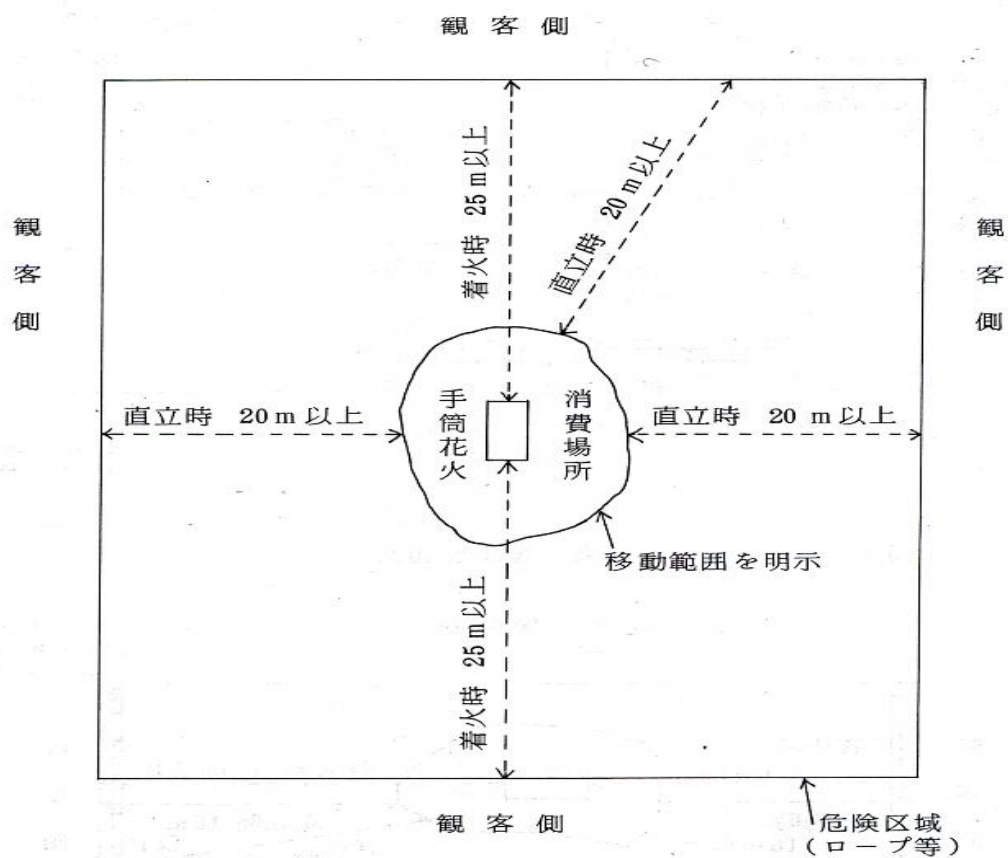
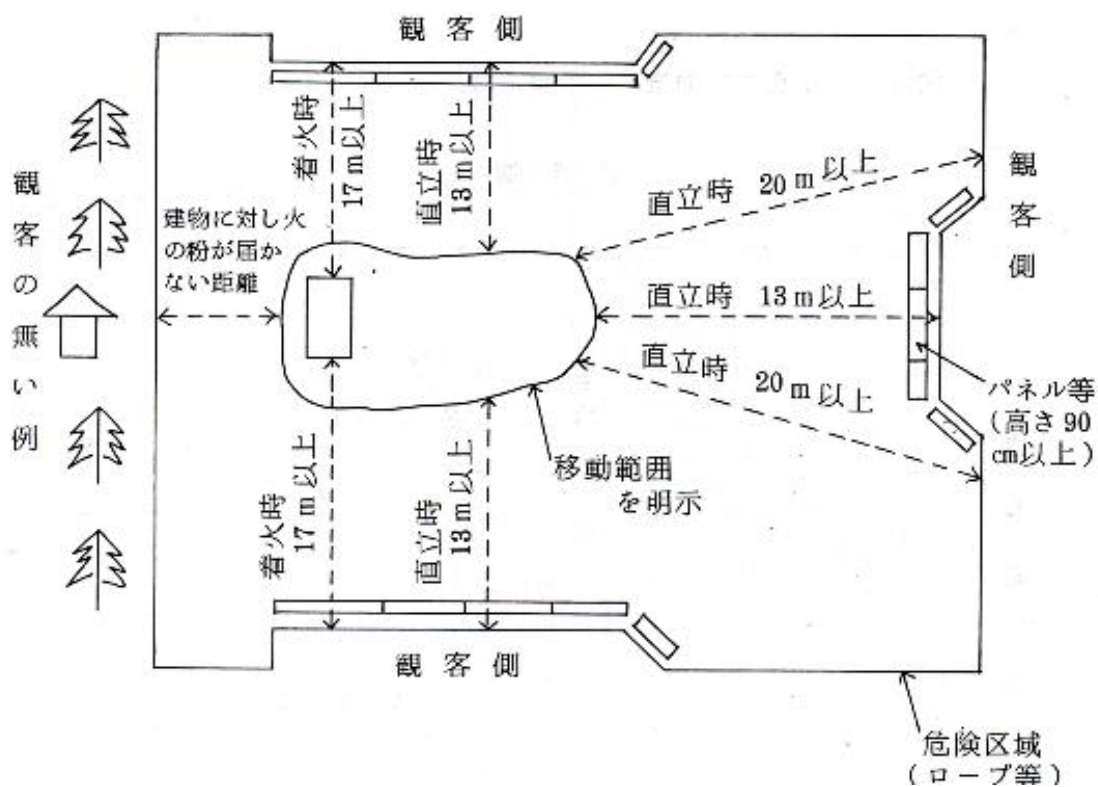


図2

手筒花火の消費図（薬量2,400g）



○ 消費許可申請書等の記載例

火 薬 類 消 費 許 可 申 請 書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

できるだけ名称も記載してください。

代表者 ○○○祭り奉賛会
会長 ● ● ● ●

名 称	○○○祭り奉賛会							
事務所所在地 (電 話)	〒000-0000 ○○郡○○町大字○○番地 電話 0 0 0 0 - 0 0 - 0 0 0 0							
職 業	▲▲▲							
(代 表 者) 住 所 氏 名 (年 齢)	〒000-0000 ○○郡△△町大字△△番地の△ ● ● ● ● (□□歳) 電話 0 0 0 0 - 0 0 - 0 0 0 0							
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量	打 揚 煙 火							
	9 cm 玉 200 個	12cm 玉 80 個	cm 玉 個	cm 玉 個	cm 玉 個	cm 玉 個	cm 玉 個	cm 玉 個
	噴 出 煙 火							
	手筒, 台付 300g 本	手筒, 台付 2,400g 10 本	手筒, 台付 4,000g 2 本	手筒, 台付 g 本	手筒, 台付 g 本	手筒, 台付 g 本	手筒, 台付 g 本	手筒, 台付 g 本
仕 掛 煙 火	花園 乱 玉 (10 本束) 水中金魚							
	台	2 台	2 台	台				
目 的	○○○祭り開催のため							
場 所	○ ○ 郡 村							
日 時 (期 間)	自 至 ○○年○○月○○日 午後○○時より ●●時まで 年 月 日 (雨天順延) ○○月●●日							
危険予防の方法	1. 火薬類取締法施行規則第 56 条の 4 の煙火の消費の技術的基準を遵守します。 2. 煙火の消費計画書どおり消費します。 3. 煙火の消費作業に従事する者は、一定の標識を付し、作業に従事します。 4. 煙火取扱従事者には、消費作業に従事する時までに保安教育を受けさせます。 5. 噴出煙火については、国の噴出煙火に関する保安基準のほか県の補完基準を遵守します。							

郵便番号を記載してください。

代表者の電話番号を記載してください。

噴出煙火がある場合は、噴出煙火消費計画書を添付してください。

乱玉については何本束か、銀滝については何 m かなど、補足的な説明を記載してください。

仕掛煙火がある場合は、仕掛煙火明細書を添付してください。

消費場所を具体的に記載してください。【例】「○○地内」「○○川河川敷内」「○○運動場内」

順延する場合は予備日を記載してください。

煙火消費計画書

(該当する□印にレ点を付け、その他の場合は□の中に具体的に記入すること。)

1 煙火購入先の名称又は氏名、住所並びに電話番号

〇〇煙火製造所(株)

〇〇市〇〇町〇〇番地

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

ゴム印で可。

2 主催者における煙火消費責任者として総括責任者並びに総括責任者を補佐する者を選任する。

	氏 名	主催団体での役職名
総 括 責 任 者	□ □ □ □	〇〇〇 (例：会長、煙火長 etc)
同 上 補 佐	■ ■ ■ ■	● ● ● ●

主催者側の煙火責任者を記載。(主催者代表者でなくてもよいが当日現場にいる煙火関係の責任者。)

3 煙火の管理

(1) 煙火置場

☐ 設置しない

電気点火等のため消費中に保管すべき煙火はありません。また、消費準備中は煙火の管理に留意し、火災及び盗難の防止に努めます。

☒ 設置する

ア 位置

☒ 打揚筒及び仕掛煙火の設置場所並びに火気の取扱所から当日の天候等やむを得ない場合を除き、20m以上離れた風上とする。

☐ 地形上やむを得ないため打揚筒の場所から□mの位置とする。

イ 構造 (当日の天候等により変更する場合もある。)

☐ 小屋組 ☐ テント張り ☐ シート張り ☒ 有蓋車

☐ その他

ウ 責任者

○ ○ ○ ○

エ 容器

☒ 木製 ☐ 段ボール製 ☐ 難燃性・不燃性容器

☐ その他

4 煙火の取扱

(1) 消費場所内の運搬

☒ 有 ☐ 無

煙火置場から筒場への移動等をいう。
原則として蓋のある木製又は不燃性容器等とし、段ボール箱による場合は火の粉が入らないような措置をする。

(2) 容器

☒ 木製 ☐ 段ボール製 ☐ 難燃性・不燃性容器

☐ その他

(3) 筒場等における取扱

- ☒ 容器に収納し、取り出しの都度
☐ その他

(4) 点火の方法

- ☐ 電気 ☒ 焼き金 ☒ ロー火 ☐ 導火線・速火線
☒ その他 ランス

点火方法（複数の場合あり）

- ・ 焼金は早打ちの点火。
- ・ ロー火は単発打ちの点火。

上記の場合は、直接点火のため防護措置が必要。

・ 電気点火、導火線点火等の場合は、離隔距離に応じて防護措置等が必要になります。

・ 噴出煙火の場合は、仕掛煙火で使用される焰管（ランス）と同様のものでも点火されるのが一般的です。

(5) 消費の順序等

種類 時間	噴出 (300g)	噴出 (2,400g)	噴出 (4,000g)	打揚煙火 9cm 玉	打揚煙火 12cm 玉	仕掛煙火 百花園	仕掛煙火 乱玉	
〇〇時 ～ 〇●時	20 本	10 本	2 本					
〇●時 ～ ●〇時				100 個	40 個			
●〇時 ～ ●●時				100 個	40 個	2 台	2 台	
計	20 本	10 本	2 本	200 個	80 個	2 台	2 台	

本県では許可していません。

5 煙火の種類

- 打揚煙火 申請書記載のとおり。なお、袋物・吊物の消費はしない。
仕掛煙火 別添明細のとおり
噴出煙火 別添噴出煙火消費計画書のとおり

6 危害予防の方法

(1) 警戒措置

- ☒ 煙火の消費に際しては、あらかじめ定めた危険区域（配置図のとおり）の進入可能な境界に柵又はロープ等をして、その付近に警戒札（赤旗、立て札等）を掲げるか警戒員を配置し、関係者以外の者の立入を禁じ、安全を確認のうえ消費します。なお、消費準備中は、火災、盗難及び事故防止のため、必要な警戒措置を講じ関係者以外の立ち入りを制限します。

- ☐ その他

(2) 道路規制

許可等が必要な場合。

- ☒ 有（道路管理者又は警察署の指示に従い一時規制を行う。）
☐ 無

(3) 防護措置等

- ☐ 不要（離隔距離 20 m 以上）

- ☒ 要（離隔距離 0 m）

防護措置等

- ☒ 畳、ポリカーボネート又は鋼板あるいはこれらと同等程度の機能を有する防護措置を行います。

- ☒ ヘルメット等の安全対策の実施

(4) 不発煙火の回収

- ア 回収指揮者
イ 回収従事者数

打揚煙火、仕掛煙火に従事する者は、ヘルメット等を着用とし、畳等による防護措置が必要な場合は、両方にチェックしてください。

黒玉の確認は徹底してください。特に不特定多数の者が出入りする公園などで消費する場合は、確実に回収すること。

また、後日黒玉が発見された際はバケツ等で水に漬けるなどの措置をし、煙火業者に連絡してください。

直ちに消費を中断し、人身事故の場合は救命措置を講じ、火災の場合は消防機関に通報する。また、現場の保存と安全対策を行い警察官に届出。事故時の通報は速やかに行ってください。

行政庁名	愛知県〇〇県民事務所（〇〇〇〇課）		
電話	（〇〇〇）〇〇〇－	1 種手帳…協会主催の保安教育を受講した者 2 種手帳…1 種手帳取得後、免状所有者は3年、その他 年以上の経験を有する者 臨時手帳…協会会員による保安教育受講者（旧：臨時免	

1 種手帳…協会主催の保安教育を受講した者
2 種手帳…1 種手帳取得後、免状所有者は 3 年、その他は 5 年以上の経験を有する者
臨時手帳…協会会員による保安教育受講者（旧：臨時従事者証）

(1) 従事者名簿

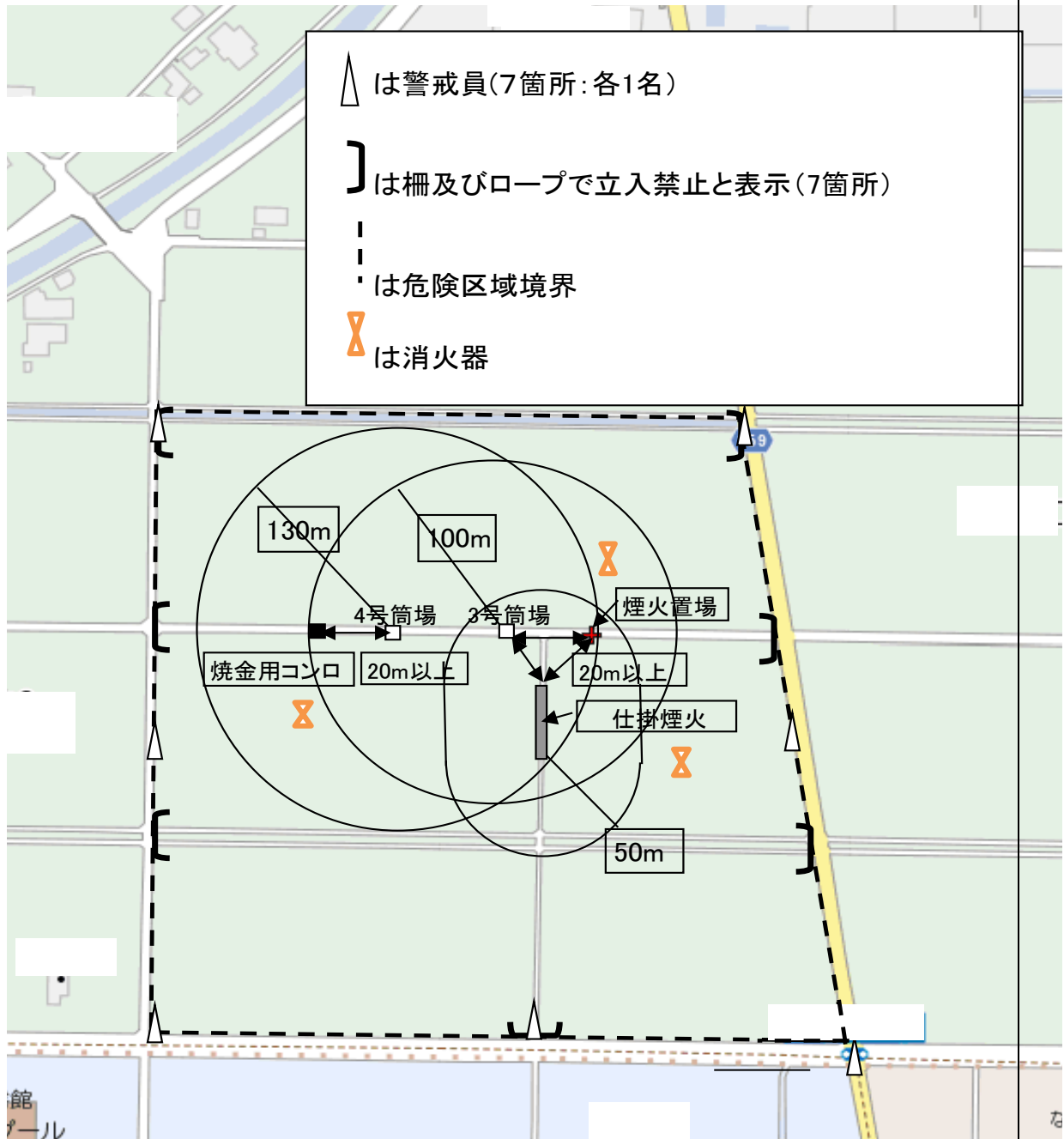
煙火取扱従事者は、事前に保安教育を受けることが必要です。

煙火取扱従事者は、当日の変更を考慮し、従事する可能性のある者は全員記載してください。（別紙としても可。）

2 煙火取扱従事者との連絡あるいは危険区域内の警戒措置等のため危険区域に立ち入ることが必要と主催者が認めた者は、安全確保の指導を受けヘルメット等の安全対策及び関係者であることがわかる措置を講ずることとし、作業区分欄に役割を明記すること。

保安教育とすると煙火取扱従事者の保安教育と紛らわしいので、安全確保の指導としました。内容は必要最小限の保安教育です。

9 消費場所配置図



防護措置：畳1枚により直接点火する。

配置図に記載する項目

- ① 打揚筒、仕掛煙火、噴出煙火、煙火置場、防護材、打揚煙火点火位置（直接点火以外）、焼金用コンロ等の位置
- ② 筒場等からの安全な距離
- ③ 煙火置場と打揚筒・仕掛煙火の設置場所、火気を取扱う場所との距離
- ④ 噴出煙火間の距離
- ④ 消火用水、消火のための器具等の配置位置
- ⑤ 危険区域の範囲、警戒措置（柵・警備員の配置位置等）

1 0 仕掛煙火の明細

① 仕掛煙火の構造、固定方法等を示した図面を添付すること。

- ・ 仕掛煙火の構造と固定方法がわかる図面等（外観図及び断面図）を添付してください。
- ・ 輸入煙火（中国小型煙火等）は、輸入煙火明細書を添付してください。

噴出煙火消費計画書

1 臨時作業従事者等の保安教育

(1) 保安教育の日時及び場所

月 日	時 間	場 所	備 考
〇〇月〇〇日	午後〇時〇分～ ●時●分	〇〇地区公民館	〇〇地区手筒保存会
〇〇月〇●日	午後〇時〇分～ ●時●分	●●地区公民館	●●地区手筒保存会
月 日	時 分～ 時 分		
月 日	時 分～ 時 分		

※ 保安教育を分けて行う場合は、備考欄に対象とする地区名、保存会名等を記載すること。

(2) 保安教育責任者

煙火製造業者における保安教育の責任者名

2 薬量別の噴出煙火消費計画書

薬 量	本 数	手筒の別 台付	製造業者名	同時消費 本数	消費時の移動 の有無※
3 0 0 g	2 0 本	☐ 手筒・台付	〇〇煙火製造所	3 本	☒ 有・無
2, 4 0 0 g	1 0 本	☐ 手筒・台付	〃	2 本	有・ ☒ 無
4, 0 0 0 g	2 本	☐ 手筒・ ☐ 台付		—	有・ ☒ 無
g	本	同時に消費する最大本数			有・無
g	本	手筒・台付			有・無
g	本	手筒・台付			有・無
g	本	手筒・台付		本	有・無

※ 消費時の移動とは、手筒を移動しながら消費するもので、筒を持ち上げる際の移動は含まない。

3 保安距離等

保安距離の緩和の有無 ☒ 有 ☐ 無

項 目	保安距離	保安距離緩和の場合の措置内容
噴出煙火を横にして点火する場合の吹き出し方向の前後	m 1 7	(1) パネル等の種類 ☐ 合板・畳・鉄板・その他 () (2) パネル等の高さ ☐ 90 cm・180 cm・その他 ()
筒の側面		(1) パネル等の種類 ☐ 合板・畳・鉄板・その他 () (2) パネル等の高さ ☐ 90 cm・180 cm・その他 ()

4 噴出煙火消費従事者
別紙名簿のとおり

噴出煙火は、点火時に筒抜けすることがあり、筒の前後、特に筒の底方向が最も危険。このため点火時の底方向には観客がいないことが望ましい。
またパネル等は噴出煙火の底方向に数メートル離して設置するなどされたい。

噴出煙火消費従事者名簿

・原則 18 歳以上
・経験の無い者は、できるだけ少量の物とするよう指導してください。

No.	氏 名	生年月日 (経験の有無)	噴出煙火の内訳 (薬量別)						製造 者名	備 考
			手筒・台付	手筒・台付	手筒・台付	手筒・台付	手筒・台付	手筒・台付		
			300 g	2,400g	4,000g	g	g	g		
1	〇〇〇〇	SO・O・O (有・無)	2 本	2 本	1 本				NO.1	○
2	〇〇〇〇	SO・O・O (有・無)	2 本	2 本	1 本				NO.2	△
3	〇〇〇〇	SO・O・O (有・無)	2 本	2 本					NO.3	
4	〇〇〇〇	SO・O・O (有・無)	2 本	1 本					NO.4	
5	〇〇〇〇	SO・O・O (有・無)	2 本	1 本					NO.5	
6	〇〇〇〇	SO・O・O (有・無)	2 本	1 本					NO.6	
7	〇〇〇〇	SO・O・O (有・無)	2 本	1 本					NO.7	
8	〇〇〇〇	SO・O・O (有・無)	2 本						NO.8	
9	〇〇〇〇	SO・O・O (有・無)	2 本						NO.1	
10	〇〇〇〇	SO・O・O (有・無)	2 本						NO.1	
11	〇〇〇〇	SO・O・O (有・無)								点
12		・ ・ (有・無)								
13		・ ・ (有・無)								
14		・ ・ (有・無)								
15		・ ・ (有・無)								
}										
19		・ ・ (有・無)								
20		・ ・ (有・無)								

- ※ 1 消費従事予定者は全員記載し、変更があった場合は修正のうえ消費の前日までに許可申請先に提出すること。
2 製造者名は、本表の No. で記載してもよい。
3 備考欄に消費責任者は○印、置場責任者は△印、点火のみに従事する者は、「点」と記載すること。

○消費許可申請書等の様式

様式第
29

* 整 理 番 号	
* 審 査 結 果	
* 受 理 日	年 月 日
* 許 可 番 号	

火 薬 類 消 費 許 可 申 請 書

年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

代表者

名 称									
事 務 所 所 在 地 (電 話)									
職 業									
(代 表 者) 住 所 氏 名 (年 齢)									
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量	打 揚 煙 火								
	cm 玉	cm 玉	cm 玉	cm 玉	cm 玉	cm 玉	cm 玉	cm 玉	cm 玉
	個	個	個	個	個	個	個	個	個
	噴 出 煙 火								
	手筒台付 g 本	手筒台付 g 本	手筒台付 g 本	手筒台付 g 本	手筒台付 g 本	手筒台付 g 本	手筒台付 g 本	手筒台付 g 本	手筒台付 g 本
	仕 掛 煙 火								
	文字絵型 台	百花園 台	乱 玉 台	水中金魚 台					
目 的									
場 所	郡 町								
日 時 (期 間)	自 年 月 日 時より 時まで (雨天順延)								
危 険 予 防 の 方 法	1. 火薬類取締法施行規則第56条の4の煙火の消費の技術上の基準を遵守します。 2. 煙火の消費計画書とおり消費します。 3. 煙火の消費作業に従事する者は、一定の標識を付する。 4. 煙火取扱従事者には、消費作業に従事する時まで保安教育を受けさせます。 5. 噴出煙火については、国の噴出煙火に関する保安基準のほか県の補充基準を遵守します。								

煙火消費計画書

(該当する□印にレ点を付け、その他の場合は□の中に具体的に記入すること。)

1 煙火購入先の名称又は氏名、住所並びに電話番号

2 主催者における煙火消費責任者として総括責任者並びに総括責任者を補佐する者を選任する。

	氏 名	主催団体での役職名
総 括 責 任 者		
同 上 補 佐		

3 煙火の管理

(1) 煙火置場

☐ 設置しない

電気点火等のため消費中に保管すべき煙火はありません。また、消費準備中は煙火の管理に留意し、火災及び盗難の防止に努めます。

☐ 設置する

ア 位置 ☐ 打揚筒及び仕掛煙火の設置場所並びに火気の取扱所から当日の天候等やむを得ない場合を除き、20m以上離れた風上とする。

☐ 地形上やむを得ないため打揚筒の場所から□mの位置とする。

イ 構造 (当日の天候等により変更する場合もある。)

☐ 小屋組 ☐ テント張り ☐ シート張り ☐ 有蓋車

☐ その他 □

ウ 責任者 □

エ 容器 ☐ 木製 ☐ 段ボール製 ☐ 難燃性・不燃性容器

☐ その他 □

4 煙火の取扱

(1) 消費場所内の運搬

☐ 有 ☐ 無

(2) 容器 ☐ 木製 ☐ 段ボール製 ☐ 難燃性・不燃性容器

☐ その他 □

(3) 筒場等における取扱

☐ 容器に収納し、取り出しの都度完全に蓋又は覆いをする。

☐ その他 □

(4) 点火の方法

- ☐ 電気 ☐ 焼き金 ☐ ロー火 ☐ 導火線・速火線
☐ その他

(5) 消費の順序等

種類 時間								
時～ 時								
時～ 時								
時～ 時								
時～ 時								
時～ 時								

5 煙火の種類

打揚煙火 申請書記載のとおり。なお、袋物・吊物の消費はしない。

仕掛煙火 別添明細のとおり

噴出煙火 別添噴出煙火消費計画書のとおり

6 危害予防の方法

(1) 警戒措置

- ☐ 煙火の消費に際しては、あらかじめ定めた危険区域（配置図のとおり）の進入可能な境界に柵又はロープ等をして、その付近に警戒札（赤旗、立て札等）を掲げるか警戒員を配置し、関係者以外の者の立入を禁じ、安全を確認のうえ消費します。なお、消費準備中は、火災、盗難及び事故防止のため、必要な警戒措置を講じ関係者以外の立ち入りを制限します。
- ☐ その他

(2) 道路規制

- ☐ 有（道路管理者又は警察署の指示に従い一時規制を行う。）
☐ 無

(3) 防護措置等

- ☐ 不要（離隔距離 20m 以上）
☐ 要（離隔距離 m）
防護措置等
☐ 畳、ポリカーボネート又は鋼板あるいはこれらと同等程度の機能を有する防護措置を行います。
☐ ヘルメット等の安全対策の実施

(4) 不発煙火の回収

- ア 回収指揮者
- イ 回収従事者数 名
- ウ 回収の時間 終了後 終了時から 時まで
翌 日 時から 時まで

7 事故発生時の措置

直ちに消費を中断し、人身事故の場合は救命措置を講じ、火災の場合は消防機関に通報する。
また、現場の保存と安全対策を行い警察官に届出ると同時に許可行政庁に通報する。

【通報先：許可行政庁】

行政庁名			
電話	() —	※県許可にあつては、土・日・休日・夜間は防災安全局宿直室（０５２－９５４－６８４４）でも可。	

8 煙火取扱従事者等（噴出煙火消費者については、別紙）

(1) 従事者名簿

氏名	生年月日	住所	作業分担	煙火消費 保安手帳		経験	
				有	無	有	無

- ※ 1 作業分担の欄には、統括責任者に◎印、筒場責任者に○印、煙火置場責任者に△印を記載する。なお、小規模で責任者を兼務する場合は全と記載する。
- 2 煙火取扱従事者との連絡あるいは危険区域内の警戒措置等のため危険区域に立ち入ることが必要と主催者が認めた者は、安全確保の指導を受けヘルメット等の安全対策及び関係者であることがわかる措置を講ずることとし、作業区分欄に役割を明記すること。

9 消費場所配置図

- ① 打揚筒、仕掛煙火、噴出煙火、煙火置場、防護材、打揚煙火点火位置（直接点火以外）、焼金用コンロ等の位置及びそれら相互の距離並びに筒場等からの安全な距離を明示すること。
- ② 危険区域の範囲及び警戒措置（柵、警戒員等）を明示すること。

注：当日の風向等により変更することがあります。なお、変更する場合においても危険区域境界まで安全な距離を確保し、危険区域の変更は行いません。

1 0 仕掛煙火の明細

- ① 仕掛煙火の構造、固定方法等を示した図面を添付すること。

(様式 4 8)

煙火取扱従事者名簿（打揚業者名）

氏 名	生 年 月 日	現 住 所	職 業	職務分担及び主な作業 内 容	経 験	従事者手帳等の 種 類
	・ ・ 生				有・無	
	・ ・ 生				有・無	
	・ ・ 生				有・無	
	・ ・ 生				有・無	
	・ ・ 生				有・無	
	・ ・ 生				有・無	
	・ ・ 生				有・無	
	・ ・ 生				有・無	
	・ ・ 生				有・無	
	・ ・ 生				有・無	
	・ ・ 生				有・無	
	・ ・ 生				有・無	
	・ ・ 生				有・無	
	・ ・ 生				有・無	
	・ ・ 生				有・無	
	・ ・ 生				有・無	
	・ ・ 生				有・無	
	・ ・ 生				有・無	
	・ ・ 生				有・無	
	・ ・ 生				有・無	
	・ ・ 生				有・無	

注 臨時雇用について通常の職業（農業、会社員、店員等）を記載し、職務分担は予め定めた玉の保管係、打揚げ薬投入係、打揚玉運搬係、点火係、筒の整理係、早打ちの焼金係等を記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(様式 4 9)

打 揚 煙 火 及 び 仕 掛 煙 火 明 細 書 (打 揚 業 者 名)

スターマイン及び裏打ち				号用 本	上 号 個 下 号 個		噴 出 煙 火				打 揚 煙 火		
スターマイン の名称	筒の大きさ、 数	打揚玉の大きさ、 数	小花、バラ 星の概数				手筒、台付の別	鏡の材料	充てん薬量	筒の数	細工物、星物、宮物の 区 別	打揚玉の大きさ、数	筒の大きさ、数
	号用 本	上 号 個 下 号 個		号用 本	上 号 個 下 号 個				グラム	本		号 個	号用 本
	号用 本	上 号 個 下 号 個		号用 本	上 号 個 下 号 個				グラム	本		号 個	号用 本
	号用 本	上 号 個 下 号 個		号用 本	上 号 個 下 号 個				グラム	本		号 個	号用 本
	号用 本	上 号 個 下 号 個		号用 本	上 号 個 下 号 個				グラム	本		号 個	号用 本
	号用 本	上 号 個 下 号 個		号用 本	上 号 個 下 号 個				グラム	本		号 個	号用 本
	号用 本	上 号 個 下 号 個		号用 本	上 号 個 下 号 個		そ の 他 の 仕 掛 煙 火					号 個	号用 本
	号用 本	上 号 個 下 号 個		号用 本	上 号 個 下 号 個		仕掛煙火の種類	仕 掛 煙 火 の 内 容				号 個	号用 本
	号用 本	上 号 個 下 号 個		号用 本	上 号 個 下 号 個		枠 仕 掛	種 類 (絵 型 は 別 図 に よ る 。)				号 個	号用 本
	号用 本	上 号 個 下 号 個		号用 本	上 号 個 下 号 個							号 個	号用 本
	号用 本	上 号 個 下 号 個		号用 本	上 号 個 下 号 個							号 個	号用 本
	号用 本	上 号 個 下 号 個		号用 本	上 号 個 下 号 個							号 個	号用 本
	号用 本	上 号 個 下 号 個		号用 本	上 号 個 下 号 個							号 個	号用 本
	号用 本	上 号 個 下 号 個		号用 本	上 号 個 下 号 個							号 個	号用 本
	号用 本	上 号 個 下 号 個		号用 本	上 号 個 下 号 個							号 個	号用 本
	号用 本	上 号 個 下 号 個		号用 本	上 号 個 下 号 個							号 個	号用 本
	号用 本	上 号 個 下 号 個		号用 本	上 号 個 下 号 個							号 個	号用 本
	号用 本	上 号 個 下 号 個		号用 本	上 号 個 下 号 個							号 個	号用 本

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(様式 36-1)

噴出煙火消費計画書

1 臨時作業従事者等の保安教育

(1) 保安教育の日時及び場所

月 日	時 間	場 所	備 考
月 日	時 分～ 時 分		
月 日	時 分～ 時 分		
月 日	時 分～ 時 分		
月 日	時 分～ 時 分		

※ 保安教育を分けて行う場合は、備考欄に対象とする地区名、保存会名等を記載すること。

(2) 保安教育責任者

2 薬量別の噴出煙火消費計画書

薬 量	本 数	手筒の別 台付	製造業者名	同時消 費本数	消費時の移 動の有無※
g	本	手筒・台付		本	有・無
g	本	手筒・台付		本	有・無
g	本	手筒・台付		本	有・無
g	本	手筒・台付		本	有・無
g	本	手筒・台付		本	有・無
g	本	手筒・台付		本	有・無
g	本	手筒・台付		本	有・無

※ 消費時の移動とは、手筒を移動しながら消費するもので、筒を持ち上げる際の移動は含まない。

3 保安距離等

保安距離の緩和の有無 ☐ 有 ☐ 無

項 目	保安距離	保安距離緩和の場合の措置内容
噴出煙火を横にして点 火する場合の吹き出し 方向の前後	m	(1) パネル等の種類 合板・畳・鉄板・その他 () (2) パネル等の高さ 90 cm・180 cm・その他 ()
筒の側面	m	(1) パネル等の種類 合板・畳・鉄板・その他 () (2) パネル等の高さ 90 cm・180 cm・その他 ()

4 噴出煙火消費従事者

別紙名簿のとおり

噴出煙火消費従事者名簿

No.	氏 名	生年月日 (経験の有無)	噴出煙火の内訳 (薬量別)						製造 者名	備 考
			手筒・台付	手筒・台付	手筒・台付	手筒・台付	手筒・台付	手筒・台付		
			g	g	g	g	g	g		
1		・ (有・無)								
2		・ (有・無)								
3		・ (有・無)								
4		・ (有・無)								
5		・ (有・無)								
6		・ (有・無)								
7		・ (有・無)								
8		・ (有・無)								
9		・ (有・無)								
10		・ (有・無)								
11		・ (有・無)								
12		・ (有・無)								
13		・ (有・無)								
14		・ (有・無)								
15		・ (有・無)								
16		・ (有・無)								
17		・ (有・無)								
18		・ (有・無)								
19		・ (有・無)								
20		・ (有・無)								

- ※ 1 消費従事予定者は全員記載し、変更があった場合は修正のうえ消費の前日までに許可申請先に提出すること。
- 2 製造者名は、本表の No. で記載してもよい。
- 3 備考欄に消費責任者は○印、煙火置場責任者は△印、点火のみに従事する者は、「点」と記載すること。

様式第 19

火薬類消費許可申請書等記載事項変更届

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
氏 名
〔名称及び
代表者名〕

事 務 所 所 在 地		(電話)	
職 業			
許 可	年 月 日		
	番 号		
変 更 事 項		変 更 後	変 更 前
名 称			
事 務 所 所 在 地 （ 電 話 ）			
職 業			
（代 表 者） 住 所 氏 名			
そ の 他			
変 更 理 由			
変 更 年 月 日		年 月 日	

※ 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

火 薬 類 災 害 発 生 状 況 報 告 書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所

氏 名

(名称及び
代表者名)

事 務 所 所 在 地		(電話)
職	業	
発 生 日 時	年 月 日 時 分	
発 生 場 所		
発 生 原 因		
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量		
被害の程度	人 的	
	物 的	
事 故 の 概 要		

※ 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。
欄に記載仕切れない場合は、別紙としてください。また、参考となる写真や図あれば添付してください。

○ 火薬類取締法施行規則（関係規定抜粋）

（無許可消費数量）

第49条 法第25条第1項 ただし書の規定により許可を受けないで消費することのできる火薬類の用途及び数量は、次の各号によるものとする。

四 信号又は観賞の用に供するために煙火を消費する場合には、同一の消費地において一日につき直径14センチメートル以下の球状の打揚煙火75個以下（直径6センチメートルを超えるものの個数が25個以下であって、直径10センチメートルを超えるものの個数が10個以下である場合に限る。）、仕掛煙火に使用する炎管200個以下、ファイヤークラッカーその他の点火によって爆発音を出す筒物（スモーククラツカーを除く。）であつて火薬1グラム以下爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1グラム以下の煙火（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によって発火するものを除く。）300個以下、爆竹（点火によつて爆発音を出す筒物を連結したものであつてその本数が30本以下のものに限る。）であつてその一本が火薬1グラム以下爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1グラム以下の煙火300個以下又は競技用紙雷管無制限

四の二 映画若しくは放送番組の製作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しの実施において演出の効果の用に供するために煙火（打揚煙火を除く。以下この号において同じ。）を消費する場合には、同一の消費地において一日につきその原料をなす火薬若しくは爆薬50グラム以下の煙火85個以下（その原料をなす火薬又は爆薬15グラムを超えるものの個数が35個以下であつて、その原料をなす火薬又は爆薬30グラムを超えるものの個数が5個以下である場合に限る。）又は発煙筒、撮影用照明筒若しくは爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1グラム以下の煙火無制限

（煙火の消費）

第56条の4 消費場所において煙火を取り扱う場合には、第51条第14号、第17号及び第18号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。

- 一 煙火を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。
 - 二 煙火は、使用前に吸湿、導火線の損傷その他異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該煙火を使用しないこと。
 - 三 前号の検査により使用に適さないと判断された煙火は、その旨を明記したうえで、次項本文の規定により設けられた煙火置場（同項ただし書の場合にあつては、火薬庫又は第15条第1項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所）に返送すること。
 - 四 消費場所においては、やむを得ない場合を除き、次項の規定により設けられた煙火置場、打揚筒の設置場所又は仕掛煙火の設置場所以外の場所に、煙火及び煙火の打揚等に使用する火薬類を存置しないこと。
 - 五 煙火が爆発又は燃焼しているときは、打揚火薬の計量をしないこと。
 - 六 煙火の消費場所の付近に消火用水を備える等消火のための準備をすること。
 - 七 煙火を取り扱う場合には、酒気を帯びていないこと。
- 2 消費場所においては、煙火の管理及び打揚等の準備をするために必要があるときは、煙火置場を設けなければならない。ただし、一日の消費見込量が無許可消費数量以下の消費場所については、この限りでない。
- 3 前項の煙火置場は、次の各号の規定によらなければならない。

- 一 煙火置場は、打揚筒の設置場所、仕掛煙火の設置場所及び火気を取り扱う場所に対し、20メートル以上の距離をとること。ただし、船上で煙火を消費する場合その他やむを得ずこの距離をとることができない場合には、星の衝突等による衝撃が煙火置場の内部に及ばないように措置を講ずること。
 - 二 煙火置場は、日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業ができるような措置を講ずること。
 - 三 煙火置場に煙火及び煙火の打揚等に使用する火薬類を存置する場合には、見張人を常時配置すること。
 - 四 煙火置場の周囲には、「煙火」、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書いた警戒札を建てること。
 - 五 煙火及び煙火の打揚等に使用する火薬類を存置する場合には、これらにおおいをする等消費中の煙火の火の粉等により着火しないような措置を講ずること。
- 4 煙火（手筒煙火を除く。以下この項及び次項において同じ。）を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。
- 一 打揚煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所は、消費する煙火の種類及び重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離をとること。
 - 二 煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれのある場合には、煙火の消費を中止すること。
 - 三 打揚筒の設置場所に携行する煙火の数量は、当該打揚げに必要な数量を超えないこと。
 - 四 煙火を打ち揚げる場合には、打揚筒の設置場所に携行された煙火及び打揚火薬は、容器に収納し、取出しのつど完全に蓋をし、又はおおいをすること。
 - 五 打揚筒は、風向を考慮して上方その他の安全な方向に向け、かつ、打揚げの際の衝撃により当該打揚筒の方向が変化しないように確実に固定すること。
 - 六 打揚筒の使用中は、必要に応じてその内部を掃除すること。
 - 七 消費の準備の終了した仕掛煙火（火の粉により点火しないよう必要な措置が講じられているものを除く。）から20メートル以内の場所においては、煙火を打ち揚げないこと。ただし、当該仕掛煙火から20メートル以内の場所に関係人がいない場合は、この限りでない。
 - 八 上空に打ち揚げ開かせる煙火は、通路、人の集合する場所、建物等に対して20メートル以上の安全な高さで開かせること。
 - 九 煙火を打揚筒内に入れるときは、紐等を用いて静かに降下させること。ただし、連発打揚げをする場合には、この限りでない。
 - 十 煙火の消費に際しては、あらかじめ定めた危険区域内に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。
 - 十一 直径3センチメートルを超える煙火を打ち揚げる場合には、離隔距離（打ち揚げようとする煙火の打揚筒から関係人までの距離をいう。以下この号において同じ。）が20メートル以上となるようにすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - イ 直径24センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が5メートル未満となる場合において、打揚筒が破裂したときに発生する飛散物（以下この号及び第14号において「飛散物」という。）を遮断する防護措置を講ずるとき。
 - ロ 直径24センチメートルを超え直径30センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が5メートル以上20メートル未満となる場合又は直径30センチメートルを超え直径60センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔

距離が10メートル以上20メートル未満となる場合において、飛散物の威力を軽減する防護措置を講ずるとき。

ハ 直径24センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であつて離隔距離が5メートル以上20メートル未満となる場合において、飛散物に対する安全対策を講ずるとき。

十二 直径3センチメートルを超える煙火を打ち揚げる場合には、電気又は導火線により点火すること。ただし、前号イの場合は、この限りでない。

十三 第11号イの場合（直径3センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合を除く。）には、当該打揚げに使用する打揚筒は、他の打揚げに従事している者に係る打揚筒に対して2メートル以上の距離をとること。

十四 第11号ロの場合には、当該打揚げに使用する打揚筒は、軽量の飛散物となるような材質のものをできるだけ使用すること。

十五 点火後、煙火が打ち揚がらない場合には、次の規定を守ること。

イ 打揚筒内をのぞき込まずに直ちに打揚筒から離れること。

ロ 十分な時間が経過した後に、打揚筒内に多量の水を注入する等の当該煙火が打ち揚がらない措置を講じ、煙火を取り出すこと。

十六 不発の煙火がある場合には、すみやかに回収して水に浸す等の適切な措置を講ずること。

5 煙火の消費に際し、電気点火を行う場合には、次の各号の規定を守らなければならない。

一 点火には、点火玉又は電気導火線を用いること。

二 点火玉又は電気導火線は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、試験器は、あらかじめ電流を測定し、0.01アンペアを超えないものを使用し、かつ、危害予防の措置を講ずること。

三 落雷の危険がある場合には、点火玉又は電気導火線に係る作業を中止する等の適切な措置を講ずること。

四 漏えい電流により点火するおそれがある場合には、電気点火をしないこと。ただし、安全な方法により行う場合には、この限りでない。

五 電気点火器及び電池は、乾燥したところに置き、使用前に起電力を確かめること。

六 点火母線は、電気点火器の出力電圧に耐え得る絶縁効力のあるもので機械的に強力なものを使用し、使用前に断線の有無を検査すること。

七 点火母線を敷設する場合には、電線路その他の充電部又は帯電するおそれが多いものから隔離すること。

八 電気点火器と点火母線との接続後は、打揚筒に近づかない等の危害予防の措置を講ずること。

九 点火に際しては、電圧並びに電源、点火母線及び点火玉又は電気導火線の全抵抗を考慮した後、点火玉又は電気導火線に所要電流を通ずること。

十 電気点火器には、当該電気点火器による点火作業に従事する者以外の者が点火することができないようにする措置を講ずること。

十一 電流回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、関係人が安全な場所に退避したことを確認した後、安全な場所で実施すること。

6 手筒煙火を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければならない。

一 手筒煙火の消費場所は、当該手筒煙火に詰められた黒色火薬の重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物等に対して安全な距離をとること。

- 二 手筒煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれのある場合には、手筒煙火の消費を中止すること。
- 三 手筒煙火の消費中は、他の手筒煙火を消費している者に対して安全な距離をとること。
- 四 火の粉が十分に噴き出している間は、噴出口及び筒底を自己又は他人の身体に向けないこと。
- 五 手筒煙火の消費に際しては、あらかじめ定めた危険区域内に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。
- 六 手筒煙火に点火しても火の粉が噴き出さないときは、噴出口をのぞき込まずに、噴出口から筒に多量の水を注入すること。

(火薬類の取扱い)

第51条 消費場所において火薬類を取り扱う場合には、次の各号の規定を守らなければならない。

- 十四 一日の消費作業終了後は、やむを得ない場合を除き、消費場所に火薬類を残置させないで火薬庫又は第15条第1項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に貯蔵すること。
- 十七 火薬類を取り扱う場所の付近では、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- 十八 火薬類の取扱いには、盗難予防に留意すること。